

「容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会」のご案内

家庭で消費される様々な商品に使われるガラスびん、PETボトル、プラスチック製および紙製の容器・包装を取り扱う対象事業者の皆様には、「容器包装リサイクル法」によって、それら容器包装を再商品化する義務が課せられるとともに、義務を怠ると国からの指導や法的措置を講じられることもあります。

そこで当所では、これら容器包装に関わる事業者の皆様へ、同制度の基礎知識とリサイクル義務を果たすための事務手続等について、改めてご理解を賜りたく、下記により説明会・個別相談会を開催いたしますので、関係の皆様は是非ご参加をお願いいたします。

記

- 日時 令和6年11月19日(火) 13:30~16:00
- 会場 秋田商工会議所 ホール80 (秋田県商工会館 7F 秋田市旭北錦町1-47)
- 開催方法 オンライン(Zoom配信) ※後日、参加方法をご連絡いたします。
※当日は会場も開放しておりますので、オンライン参加が難しい方、個別相談をご希望の方は、会場へお越しください。
- 定員 オンライン参加：制限なし/会場参加：20名
- 対象 「容器」「包装」を取り扱う事業所等(裏面参照)
- 内容 ①容器包装リサイクル制度について
②リサイクル(再商品化)の委託申込手続き等について
③個別相談会(会場希望者のみ)
- 講師 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 担当者
- 主催 秋田商工会議所、日本商工会議所、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
- 協力 全国商工会連合会
- 申込方法 下記申込書に必要事項をご記入のうえ **11月11日(月)まで**にお申込みください。

【問合せ先】 秋田商工会議所 経営支援部 検定・共済推進課(担当：茂木 /Tel.018-866-6678)

※当所が入居する秋田県商工会館では、大規模な修繕工事を実施しております。工事期間中は、来客用の駐車スペースが減少いたしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。詳細については当所ホームページをご覧ください。

URL: https://www.akitacci.or.jp/cciw/wp-content/uploads/202409_parking.pdf

申込先 ⇒ FAX: 018-862-2101

容器包装リサイクル制度説明会・個別相談会 参加申込書 (11/19開催)

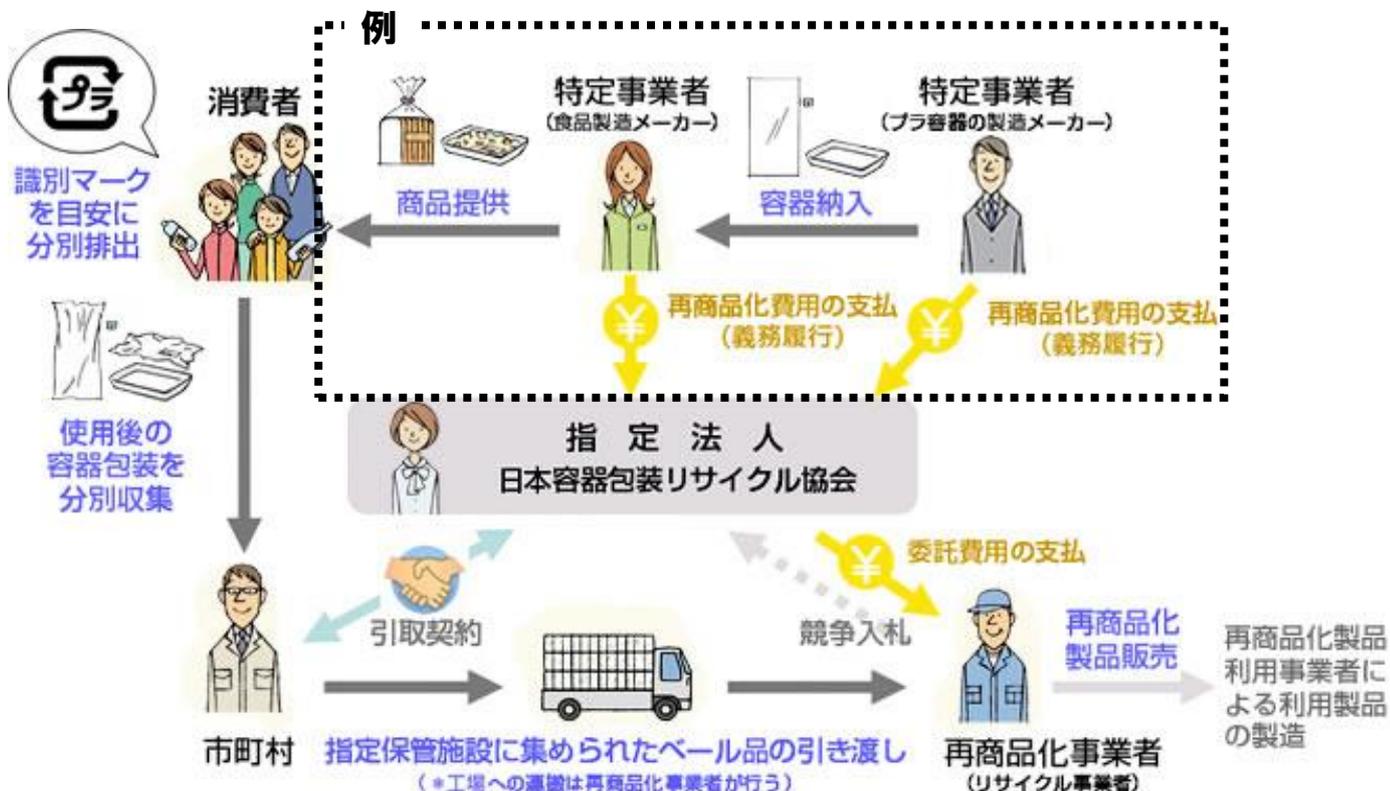
説明会	オンライン参加 ・ 会場参加	個別 相談会	参加希望(人数): 有(名) ・ 無 ※〇印をつけてください。
事業者名:			
特定事業者コード(10桁):		(注)特定事業者コードをお持ちでない場合は記入不要です。	
住所:(〒 -)			
部署・役職	①	氏名	①
	②		②
電話	- -	E-mail	
本説明会で確認したいこと、聞きたいこと等がありましたら、次の欄にご記入ください。			
(注)書ききれない場合は別紙(書式自由)にご記入のうえ添付してください。			

※ご記入いただいた個人情報は、容器包装リサイクル制度に係る各種連絡・情報提供に利用する場合があります。

○容器包装リサイクル法とは

「容器包装リサイクル法」(平成12年4月施行)は、家庭から出るごみの約6割を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用を図る目的で制定された法律です。

「容器包装リサイクル法」によるリサイクルシステムは、消費者・市町村・事業者それぞれが、一般廃棄物に対する責任を分担する仕組みとなっており、「特定事業者」については、利用・製造・輸入した容器包装の量の排出抑制を行うとともに、その量に応じたリサイクルの義務が課せられています。



【対象事業者】

- 「容器」「包装」を利用して中身を販売する事業者
例：食品、清涼飲料、酒類、石鹼、塗料、医薬品、化粧品などの製造業者
商品を販売する際に容器や包装を利用する小売・卸売業者
 - 「容器」を製造する事業者
例：びん、PETボトル、紙箱、袋などの容器製造業者
 - 「容器」の輸入、「容器」「包装」が付いた商品の輸入、輸入商品を包装して販売する事業者
- ※ただし、「容器包装リサイクル法」に規定される小規模事業者は義務を免除。

業種	製造業等	商業、サービス業
売上高	2億4,000万円以下	7,000万円以下
従業員数	かつ20名以下	かつ5名以下

上記に該当すると思われる事業者は、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会コールセンター〔TEL：03-5251-4870〕へ該当・非該当についてご確認のうえ、再商品化委託申込のお手続きをお願いいたします。

なお、「特定事業者」に該当する商工業者で、再商品化義務を履行していない場合は、平成12年度まで遡って再商品化委託申込を行っていただく必要がありますのでご注意ください。

【問合せ先】公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 (<http://www.jcpra.or.jp>)

◆コールセンター〔法律の概要、特定事業者の判断、遡及申込等に関する相談〕

TEL：03-5251-4870

◆オペレーションセンター〔委託申込関係書類の請求、記載方法等に関する相談〕

TEL：03-5610-6261/FAX：03-5610-6245

【再商品化 (=リサイクル) 委託申込先】最寄りの商工会議所・商工会